

農地転用に伴う契約について

このたび農地転用申請のあった土地については、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので、申請人（譲受人）（以下、「申請人」という。）に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従うこと。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用水土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用水土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは、申請人は異議なく施工に同意すること。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは、申請人は異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、申請人は必ず本土地改良区に申し出て、許可を得ること。
- 第6条 この申請人の名義変更があった場合には、遅滞なく本土地改良区に申し出ること。
- 第7条 以上の各条項を申請人が履行しないために当土地改良区に迷惑（公害等を含む）、損害を与えた場合には、申請人は補償又は損害賠償金を支払うこと。
- 第8条 申請人は以上の各条項を堅く厳守すること。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通ずつを保有する。

令和 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
町
(申請人氏名) 様

越前市向新保町45-66
日野川用水土地改良区
理事長

請 書

このたび農地転用に伴い日野川用水土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守いたします。万一迷惑、損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払うことをここに契約いたします。

令和 年 月 日

申請人 (譲受人) 市 町 号 番地
町
(申請人氏名) 印

日野川用水土地改良区
理事長 様

農地転用に伴う契約について

このたび農地転用申請のあった土地については、当土地改良区事業並びに維持管理事業の区域にあるので、申請人（譲受人）（以下、「申請人」という。）に対し次の条件を付して契約を求めます。

契 約 書

- 第1条 経費の負担については即時決済を行うものとする。ただし地域的特別な負担金はその集落の各々代表者の意見に従うこと。
- 第2条 農地転用に起因して日野川用水土地改良事業に対する国庫補助金及び県費補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金は申請人の負担とする。
- 第3条 転用申請をしようとする農地が日野川用水土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線に該当するときは、申請人は異議なく施工に同意すること。
- 第4条 土地改良施設をき損したときは、申請人は異議なく直ちに復旧すること。
- 第5条 施設物の構造の使用目的に変更が生じた場合には、申請人は必ず本土地改良区に申し出て、許可を得ること。
- 第6条 この申請人の名義変更があった場合には、遅滞なく本土地改良区に申し出ること。
- 第7条 以上の各条項を申請人が履行しないために当土地改良区に迷惑（公害等を含む）、損害を与えた場合には、申請人は補償又は損害賠償金を支払うこと。
- 第8条 申請人は以上の各条項を堅く厳守すること。契約の証として次に署名捺印して契約者双方が各一通ずつを保有する。

令和 年 月 日

申請人 市 町 号 番地
町
(申請人氏名) 様

越前市向新保町45-66
日野川用水土地改良区
理事長

請 書

このたび農地転用に伴い日野川用水土地改良区より契約を求められた本文各条項については、私は異議なく厳守いたします。万一迷惑、損害を与えた時は補償又は損害賠償金を支払うことをここに契約いたします。

令和 年 月 日

申請人 (譲受人) 市 町 号 番地
町
(申請人氏名) 印

日野川用水土地改良区
理事長 様